

第6回 消費者の財産被害に係る行政手法研究会 議事要旨

1. 日 時：平成24年4月3日（火） 15：45～17：00
2. 場 所：消費者委員会大会議室1（山王パークタワー6階）
3. 出席者：
＜委員＞
小早川座長、磯辺委員、江野委員、川出委員、後藤委員、佐野委員、曾和委員、
中川委員、町村委員、村委員
＜オブザーバー＞
最高裁判所事務総局民事局 福田第二課長、法務省民事局 小林参事官
＜消費者庁（事務局）＞
福嶋長官、松田次長、川口審議官、堀井消費者制度課長、南企画官
4. 議 題：
 - ・消費者の財産被害事案の類型化と課題等について
 - ・海外制度調査委託の方針について
5. 議事概要：
消費者の財産被害事案の類型化と課題について、事務局から説明が行われた。
上記説明を踏まえて、自由討議が行われた。

I. 自由討議における委員等からの主な意見について

- 「被害防止」と「被害者の救済」は、いわば車の両輪だが、現行制度上、「被害者の救済」は不十分である。集団的消費者被害救済のための訴訟制度（以下「新たな訴訟制度」という。）が検討されているが、同制度において製品事故の財産的被害は対象とならず、こういった被害も救済される必要があると考えている。
また、資料では、「被害者の救済」は民事訴訟によるのが原則であることを強調しているが、そもそも勝訴しても金銭が支払われないという問題がある。個々の消費者は事業者の財産の有無等を確認し得ないという問題もあり、こういった問題をカバーできる制度を検討してもらいたい。
- 事案類型の区分は、これまでの内閣府国民生活局時代からの整理に沿ったものと理解している。ただ、当時の議論は、新たな訴訟制度の制度設計以前の整理であったという前提がある。
資料1-2の2（1）の事案類型については、課題部分が空白であるが、新たな訴訟制度の2段階目の手続において、例えば、全被害者の6割しか名乗り出ない場

合、残りの4割の被害者の損害額相当分は事業者の不当利得となる。不当利得の剥奪により、同様の行為を行わせないために、行政による経済的不利益賦課制度を検討することを課題とできないか。

- 資料1-2の2(1)の事案類型においても、過去の外国語会話教室の事例のように、責任追及すれば破綻する可能性があるものもあり、財産保全の必要性があるといえるのではないか。

方法としては、破産手続開始決定がなされると訴訟は中断することになるため、破産手続開始申立てではなく、消費者団体等による民事保全を行政として支援することが考えられないか。

例えば、行政の調査権限を強化するとともに、税務書類や金融機関の預金口座など財務情報についての行政による開示命令や、消費者団体が申し立てた民事保全の保証金(担保)の貸付制度を創設するなどが考えられる。

- 「被害防止」と「被害者の救済」という観点から分けて議論することには異論ない。

資料1-2の2(1)の事案類型においても、課題が挙げられていないが、ここにも課題があるのではないか。新たな訴訟制度では、2段階目の手続で印紙代を支払う必要があるが、被害額が印紙代よりも少ない場合には、訴訟が提起されない一方、被害者数が多ければ、それなりの利得が事業者に残ることになるなど、民事訴訟には限界がある。

その場合には、行政が返金命令やそれに従わない場合に賦課金をかけるなどの方法が考えられる。

また、資料1-2の2(2)の事案類型においても、損害が発生し、被害者が特定できる事案があり、この場合には、被害者への返金も考える必要があるのではないか。

- 資料1-2の2(1)の事案類型において課題を空欄としているのには疑問がある。破綻必至の事業者による消費者被害の繰り返しなど、資料1-2の2(2)の事案類型における課題が、資料1-2の2(1)の事案類型においてもあてはまるのではないか。

- システムとして違法又は破綻必至な事案とそれ以外の事案は、果たして区別できるのかと思う。

前者は、表向きは通常会社を装って詐欺的な商法を行い、取締りが行われると別会社を作って別の商法を行うことの繰り返しであり、お金の流れとしては、会社(法人)は単なるトンネルであり、個人に流れている。そのため、会社相手に裁判をして勝訴するのは容易であるが、会社にはお金が残っていないという問題がある。

後者の事案においても、例えば特商法の処分事案で、同様なことをしている業者がいる。

- 事業者が事業の継続を前提としていれば、法人を民事訴訟の対象とすればよいが、そうではない悪質な事業者の場合は、財産の隠匿散逸防止のためなどの財産保全が必要ということになるということだろう。
- 差止訴訟や行政処分が実際にどのくらい機能しているのかという点が気になる。また、処分のためには事実認定が必要であり、そのための調査能力や体制が十分に整っていることが前提となる。もし、体制が不十分であるとすれば、調査に従わない場合に経済的不利益を課すなど、調査を機能しやすくする仕組みを設ける必要があると考えている。
差止訴訟や行政処分などの実態を示していただきたい。
- 資料1-2において、2(1)の事案類型は、1の事案類型とは異なり、初めから騙そうとしているものではない。事業者側としては、1のような事案類型を要件化・類型化し、どの時点で違法になるのかが明確である制度にしていきたい。
- 資料1-2において、2(1)の事案類型は、例えば表示が不適切な場合、その表示を是正すれば問題がないわけであるが、1の事案類型はそういう次元の問題ではなく、初めから騙すつもりで事業を行っているものであり、それらの線引きをどうするかが問題ということだろう。
- 「被害者の救済」は民事訴訟を原則とするという前提に立って、「被害者の救済」の観点から問題となる事案を類型化するのであれば、まず、そもそも民事訴訟を提起しづらいもの(資料1-2の2(2)の事案類型)とそれ以外で分け、次に、民事訴訟自体は提起可能であるもののうち、財産が散逸してしまう可能性があるために、その保全が必要な事案を抽出するという整理になるのではないか。
その上で、資料1-2は、訴訟が提起可能な類型については、実際に訴訟が提起されるという前提で作成されているが、必ずしもそうとは限らないという指摘がなされている。そうすると、民事訴訟による被害回復と行政による経済的不利益賦課制度との関係をどのように組み立て、行政が剥奪した不当利得を被害者に返還する制度などを含めて、「被害者の救済」を全体としてどのように図るのかということが課題として残る。
また、「被害防止」と「被害者の救済」とは別の問題であり、「被害者の救済」はなされても「被害防止」には不十分ということもある。例えば、資料1-2の1の事案類型では、「被害者の救済」のための財産保全が課題とされているが、「被害防止」を行うためには、被害者の損害を回復させることに加えて、事業者に、さらに経済的不利益を賦課することが必要な場合もあり、そのための財産保全ということも考えられるのではないか。
- 資料1-2において、2(1)の事案類型は不要ではないか。また、1の事案類型は悪質な事案ということをどう規定するかということが問題なのではないか。

Ⅱ. 諸外国における制度等の調査について

事務局より、消費者庁において実施する、「諸外国における消費者の財産被害に係る行政による経済的不利益賦課制度、及び財産の隠匿・散逸防止策に関する調査」に係る調査方針を取りまとめた資料（資料3）が配付された。

（以 上）

※ 本議事要旨は議事の内容を、暫定版として事務局の責任で取りまとめたものであり、今後修正が
あり得ます。

[問合せ先]
消費者庁消費者制度課
TEL: 03-3507-9128
FAX: 03-3507-9279